

五島市監査委員公表第7号

平成29年度定期監査の結果に基づく措置について、五島市選挙管理委員会委員長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成30年8月3日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

30五選第33号
平成30年6月12日

五島市監査委員 橋本平馬様
五島市監査委員 神之浦伊佐男様

五島市選挙管理委員会
委員長 川村久治

平成29年度定期監査（後期）の結果に基づく措置について

平成30年3月22日付け29五監第597号による平成29年度定期監査の結果に基づき次のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知いたします。

記

（2）補助金に関する事務について

- ④ 市が事務局を担当している補助事業について、事務局の会計事務担当者
と市の補助金審査を行う担当者が同一であった。補助事業の実施主体とし
て当該事業の遂行を目指す立場と当該事業を指導監督する市の立場を整
理し、適正な審査が担保される体制を確保されたい。

【講じた措置】

平成29年度補助金に係る実績報告から、市の立場で審査を行う職員を
係長職にするよう改善しました。適正な審査体制を確保するよう努めます。